

【 審議対象事業群 I 】

長崎県総合計画「チャレンジ2020」

基本戦略 9 快適で安全・安心な暮らしをつくる

施策 (2) 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進

事業群 ② 交通安全対策の推進

事業群評価調書 p 1

事業群補足説明 p 8

〈構成事業補足説明資料〉

交通安全教育推進事業	p 9
「なくそう！高齢者の交通事故」総合対策事業	p 11
交通安全対策推進事業	p 13
交通安全運動推進費	p 15
交通安全指導員等育成費	p 19
交通安全母の会育成費	p 23
交通安全確保業務	p 25
交通安全施設整備事業	p 26
運転免許行政の推進事業	p 29
交通秩序の維持事業	p 31

事業群評価調書(平成30年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主管所属	警察本部交通企画課
施策名	(2) 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進	課(室)長名	小松 浩幸
事業群名	② 交通安全対策の推進	事業群関係課(室)	交通・地域安全課、道路維持課、交通指導課、交通規制課、運転免許管理課

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) 交通事故のない安全で住みやすい社会の実現を目指し、市町をはじめ、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、交通安全運動、交通安全教育、交通指導取締り、交通安全施設の整備等の総合的な交通安全対策を推進します。						(取組項目) i)交通安全運動、交通安全教育等の推進による交通安全意識の高揚 ii)関係機関・団体等と緊密に連携した交通安全対策の推進 iii)交通環境の整備 iv)交通指導取締り等の推進による交通秩序の維持					
事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	H31	H32	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)	
	交通安全教育の受講者数		目標値①	40万人	40万人	40万人	40万人	40万人	40万人	交通安全のない安全で住みやすい社会の実現を目指し、市町を始めとした関係機関・団体等と緊密に連携しながら、幼児から高齢者までの各世代に応じた交通安全教育を実施した結果、平成29年中の目標値を上回った。	
			実績値② (H22-26平均)	475,968人	456,244人					進捗状況	
		②/①	118%	114%					順調		

2. 29年度取組実績(H30新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要 29年度事業の実施状況 (30年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				29年度事業の成果等	中核事業	
				H28実績	H29実績	H30計画			うち一般財源	人件費(参考)	指標	主な目標			H28目標
1	取組項目	交通安全教育推進事業 交通企画課	—	43,172	36,821	197,833	歩行者 運転者	幼児から高齢者までの各世代に応じた歩行者に対する交通安全教育及び職場・高齢者・若年者・女性・二輪車等の対象に応じた参加・体験・実践型講習を主体とした運転者に対する交通安全教育を実施した。	活動指標	交通安全教育実施回数(回)	7,000	7,661	109%	交通安全教育の方法を聴講型から参加・体験・実践型に移行するなど、教育内容を充実させた結果、平成29年中の交通安全教育実施回数及び受講人数については、平成28年中と比べて減少したものの、受講人数の目標については達成した。	○
				39,001	33,508	196,322					7,000	6,501	92%		
				40,944	34,527	187,906					400,000	475,968	118%		
								成果指標	交通安全教育受講人数(人)	400,000	456,244	114%			
										400,000					
2	取組項目	「なくそう!高齢者の交通事故」総合対策事業 交通・地域安全課	H28-30	3,788	3,788	3,219	県民全体・ 高齢者	高齢運転者を対象とした参加・体験型講習会を県内4か所で開催するとともに、医療機関等と連携した広報啓発活動に取り組んだ。そのほか、高齢運転者・歩行者を対象とした交通安全教育用DVD「自ら防ごう 高齢者の交通事故」を制作し、県内全域における効果的・効率的な交通安全教育を実施した。	活動指標	参加体験型講習会開催数(回)	4	4	100%	平成29年中の高齢者の交通事故死者数は35人であり、前年より5人増加したものの、高齢者の運転中の死者数は5人減少し、高齢者の負傷者数も前年より減少した。	○
				3,702	3,702	3,220					4	4	100%		
				4,097	4,097	3,198					4				
								成果指標	H28,H29:高齢者の交通事故死者数(人)	31以下	30	100%			
									H30:高齢者の運転中の交通事故死者数(人)	30以下	35	85%			
										10以下					

3	取組項目 i	交通安全対策推進事業	S46-	7,840	7,840	5,629	県民全体・関係機関・関係団体	交通安全対策会議を開催し、「第10次長崎県交通安全計画(平成28年度～32年度)」に基づき、「平成29年度長崎県交通安全実施計画」を策定し、総合的な交通安全対策を推進した。また、県内の小学校・中学校・高等学校等の児童・生徒から交通安全図画・作文を募集し、交通安全意識の高揚を図った。	活動指標	交通安全対策会議開催回数(回)	1	2	200%	・平成29年中の交通事故死者数は47人であり、目標値である38人以下は達成できなかったものの、交通事故発生件数及び負傷者数は、いずれも前年より減少した。発生件数にあつては平成に入つて最少となり、負傷者数にあつては昭和62年以来30年ぶりの6千人台となった。 ・交通安全意識の啓発を図るために募集した図画・作文は、県内の小・中・高等学校から図画964点・作文234点の応募があり、優秀作品については、平成30年2月19日に開催した長崎県交通安全推進県民協議会総会において表彰し、交通安全運動のポスター等に活用する等、交通安全意識の普及啓発活動の推進に寄与した。
		交通・地域安全課		6,904	6,904	5,632			成果指標	H28,H29:年間の交通事故死者数(人)	39以下	41	95%	
				6,823	6,823	5,597				H30:交通安全実施計画の策定	策定			
4	取組項目 i	交通安全運動推進費	S51-	1,457	1,457	5,227	県民全体・関係機関・関係団体	全国交通安全運動(春・秋)を始め、交通安全県民運動(夏・年末)、交通安全の日(毎月20日)県民運動、高齢者交通安全推進県民運動、飲酒運転追放県民運動、シートベルト・チャイルドシート着用推進県民運動等を県内一円にわたって展開し、市町、関係機関・団体と一体となって交通安全思想の普及徹底を図った。また、6月と11月に交通死亡事故が連続して発生したことにより交通死亡事故多発警報(全県警報)を発令し、県内全域における総合かつ集中的な交通事故防止対策を講じて速やかに交通死亡事故発生時の鎮静化を図った。	活動指標	交通安全運動ポスター配布数(枚)	26,000	27,360	105%	・平成29年中の交通事故死者数は47人であり、目標値である38人以下は達成できなかったものの、交通事故発生件数及び負傷者数は、いずれも前年より減少した。発生件数にあつては平成に入つて最少となり、負傷者数にあつては昭和62年以来30年ぶりの6千人台となった。 ・平成29年度は、6月と11月には交通死亡事故が連続して発生したことにより交通死亡事故多発警報を発令するとともに、ラジオ、新聞等による広報を実施し、県警・市町・関係機関・団体と連携して交通死亡事故の抑止を図った。
		交通・地域安全課		1,643	1,643	5,230			成果指標	H28,H29:年間の交通事故死者数(人)	39以下	41	95%	
				1,494	1,494	5,198				H30:交通安全運動期間中の交通事故件数(件)	271以下			
5	取組項目 ii	交通安全指導員育成費	S48-	45,243	45,243	4,020	①交通安全推進関係団体 ②市町交通指導員	①交通安全に関する街頭指導、安全教育、広報活動等に従事する交通安全指導員を設置している(一財)長崎県交通安全協会に補助金を交付し、交通安全指導員の指導力の向上を図るとともに、その活動を通じて各地域における交通事故の防止を図った。 ②市町が委嘱している交通指導員に対して交通事故情報、交通法規、活動状況の情報交換等を行う研修会を県内ブロック別に実施し、交通指導員の指導力向上を図った。	活動指標	交通安全指導員研修会開催回数(回)	4	4	100%	幼児・児童・高齢者への交通安全教育、街頭指導、交通安全のための広報活動などを交通安全指導員が各地域で積極的に実施したことにより、幼児・児童、高齢者を始めとする歩行者の安全の確保及び県民の交通安全意識の高揚が図られた。また、交通指導員の研修により、交通指導員の資質の向上が図られた。
		交通・地域安全課		43,713	43,713	4,022			成果指標	研修会開催回数(回)	4	4	100%	
				45,397	45,397	3,998				年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下	0	100%	
6	取組項目 ii	交通安全母の会育成費	S53-	747	747	1,608	交通安全推進関係団体	「交通安全は家庭から」をスローガンとして交通安全活動を実践する母の会の活動がより効果的に推進されるよう、長崎県交通安全母の会連合会へ補助金を交付するとともに、活動の活性化を図った。	活動指標	交通安全推進イベント開催回数(回)	1	1	100%	積極的な交通安全活動を実践している交通安全母の会に対する育成指導の強化及び活動の活性化を図ることにより、子供、高齢者等の交通事故防止に寄与した。
		交通・地域安全課		747	747	1,609			成果指標	年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下	0	100%	
				680	680	1,599					1以下			

7	取組項目 ii	交通安全確保業務	H15-	5,125	0	0	道路利用者	交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロール並びに適正な特殊車両通行許可審査を行った(県央振興局及び県北振興局に嘱託職員を1名ずつ配置)。	活動指標	H28,H29:特殊車両通行許可審査を行うことで、道路交通の安全確保を行う。	数値目標なし	安全確保	—	嘱託職員による交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を行うことで、道路交通の安全確保に寄与した。			
				5,211	0	0			H30:パトロール実施回数(各振興局ごとの平均回数)	36							
		道路維持課		5,124	0	0			成果指標	H28,H29:パトロール等による適正な道路管理	数値目標なし	適正管理	—		H30:不法占用物件に起因する事故の発生件数(件)	0	
8	取組項目 iii	交通安全施設整備事業	-	1,406,809	632,385	177,728	道路利用者	交通管制センターで制御する信号機のエリア拡大及び更新、視認性に優れた環境に優しいLED信号機の整備、バリアフリー対応の信号機・標示等の改良、交通信号機や横断歩道の新設等交通安全施設の整備を推進し、交通事故の抑止を図った。	活動指標	交通信号機の新設(基)	9	9	100%	交通の安全と円滑のバランスに配慮した交通環境を構築するため、平成29年度には新たに9基の信号機を整備したことなどにより、交通事故の抑止に寄与した。			
				1,433,483	632,146	177,817				9	9	100%					
		交通規制課		1,376,688	606,470	176,712			成果指標	H28, H29:交通事故(人身)発生件数(信号機新設箇所前後半年間の比較)(件)	2以下	1	100%		H30:交通事故発生件数(信号機新設箇所前後半年間の比較)(件)	6以下	調査中
9	取組項目 iii	運転免許行政の推進事業	-	701,484	701,484	446,331	運転免許保有者・新規取得者	・運転免許新規取得者に対する各種試験や運転免許更新時における更新時講習のほか、一定の病気を保有する者に対する運転適性相談等、運転免許行政全般を適正に実施した。 ・また、平成29年3月12日の改正道路交通法の施行に伴う高齢運転者対策として運転適性相談を受ける体制を強化するとともに、運転適性相談員に関する広報を行い、該当者に対する臨時認知機能検査・臨時高齢者講習及び臨時適性検査を適正に実施した。	活動指標	運転免許保有者・新規取得者に対する運転適性相談件数(件)	数値目標なし	991	—	・運転免許試験、更新時講習等を適正に実施し、交通事故の抑止に寄与した。 ・運転適性相談員が一定の病気を持つ者の相談に適正に対応したほか、法改正により新設された臨時認知機能検査等の制度を早期かつ適正に運用したこと等、適正な運転適性相談を行ったことにより、安全な交通環境の維持に寄与した。			
				571,144	571,144	462,645			成果指標	H28, H29:診断書受領件数(件)	数値目標なし	800	—		H30:運転適性相談に基づく行政処分件数(件)	数値目標なし	
		運転免許管理課		567,649	567,649	440,580				数値目標なし	865	—					
10	取組項目 iv	交通秩序の維持事業	-	249,857	215,510	2,216,375	運転者	交通実態や交通事故発生状況等を分析し、飲酒運転のほか、無免許運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進した。	活動指標	悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの実施による検挙件数(件)	数値目標なし	32,991	—	交通実態や交通事故発生状況を分析した上で、交通秩序の維持に資する交通指導取締りを推進した結果、交通事故発生件数が減少した。			
				242,060	210,086	2,182,880			成果指標	交通事故発生件数(過去3年間の平均件数以下)	6,584以下	5,652	100%				
		交通指導課		267,387	232,416	2,162,918				6,080以下	5,291	100%					

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i) 交通安全教育の推進による交通安全意識の高揚

- 交通安全教育等の推進に関しては、幼児から高齢者までの各世代に応じた交通安全教育等を交通事故発生状況の分析結果や法改正の内容等を踏まえて実施し、県民の交通安全意識の高揚を図ったことで交通事故発生件数及び負傷者数はいずれも前年より減少し、発生件数については平成に入って最少となり、負傷者数は昭和62年以来30年ぶりの6千人台となった。
- 平成29年中の高齢者の交通事故死者数は35人であり、2年連続して全体の死者数の7割以上を占めていることから、全体としての交通事故発生を抑えつつ、特に高齢者の交通安全教育を更に推進する必要がある。

ii) 関係機関・団体等と緊密に連携した交通安全対策の推進

- 地域の交通安全活動の中核を担う交通指導員、交通安全指導員及び交通安全母の会に対する活動支援、各種研修会等の実施を通じて幼児・児童、高齢者を始めとする歩行者の安全の確保及び県民の交通安全意識の高揚が図られた。
- 交通事故死者数の大半が高齢者であることを踏まえ、交通安全活動の中核を担う交通安全指導員などに高齢者に特化した交通安全指導者研修を実施し、指導者のレベルアップを図る。
- 特殊車両の通行許可業務の問題点として、近年における通行許可申請・協議件数の増加に伴う事務量の増加がある。特に特殊車両の通行許可に係る協議の件数が多い路線について、道路情報便覧システムへの未収録路線である場合があり、その場合、通行の度に協議を行うこととなり、業務の負担となっている。システムへの収録により協議の手間を省くことができるため、そのような路線の収録を進めるために、県内各市町の担当者を含めたうえで研修会を行い、システムへの収録を進め、特殊車両通行許可業務の負担軽減を図る。

iii) 交通環境の整備

- 交通安全施設の整備に関しては、限られた予算の中、危険度に応じた各種安全対策として、
 - 事故の発生状況、県民からの要望等により把握した道路交通の実情に適切した交通規制の新設及び見直し並びに信号機の設置
 - 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するための「ゾーン30」の整備及び各種通学路の安全対策の推進
 - 道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を発見して適切な対策を講ずる二次点検プロセスの推進
(二次点検プロセス: 交通死亡事故等の重大事故が発生した場合においては、道路管理者等の関係者と共に現場診断(一次点検)を実施し、再発防止のための道路交通環境の改善を図っているところ、これらの対策は、同様の道路交通環境にある他の道路においても効果的であることから、効果の期待できる道路において道路管理者と共に現場点検(二次点検)を行い、道路交通環境の改善を図っている。)
 - 円滑で事故のない交通流確保のための光ビーコンの整備等高度道路交通システム(ITS)の推進等の対策を推進することにより、交通事故の抑止効果が図られている。
- 今後、自動車専用道路等の新設、住宅・工業団地・商業施設等の大規模開発等に伴い、交通環境が目まぐるしく変化することが見込まれ、また、交通安全施設の維持管理は交通の安全と円滑に大きな影響を及ぼすことから、道路管理者との連携を深化させ、常に変化する交通情勢的確に分析し、交通の安全と円滑のバランスに配慮しつつ、重点的、効果的かつ能率的にこれらの対策を推進していく必要がある。
- 運転免許行政の推進について、県下で946件の運転適性相談を受け、200件の行政処分を執行した。
- 運転適性相談への対応は適正に推進しているものの、運転免許自主返納後の生活について不安を抱える高齢者が多いことから、包括的な生活支援について、関係機関との情報共有や対応を行っていく必要がある。

iv) 交通指導取締り等の推進による交通秩序の維持

- 交通実態や交通事故発生状況を分析し、悪質性・危険性の高い違反及び県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進することにより、交通事故発生件数が減少しており、交通秩序の維持に貢献できている。
- 今後も、交通実態や交通事故発生状況に応じ、交通取締りの計画を見直すことにより、更に交通事故の発生を抑止することが可能であると認められる。

4. 30年度見直し内容及び31年度実施に向けた方向性

事業 番号	取組 項目	事務事業名	30年度事業の実施にあたり見直した内容 (H30の新たな取組は「H30新規」等と記載、見直しが無い場合は「-」と記載)	31年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組 項目 i	交通安全教育推進事業	引き続き、交通事故発生状況の分析結果に基づく参加・体験・実践型の講習を実施していくほか、本年からは、平成29年に試行していた交通事故歴を有する高齢者宅の訪問指導活動を本格実施することとした。	②	・交通事故発生状況の分析結果に応じ、交通安全教育内容を充実させるほか、参加・体験・実践型の講習を関係機関・団体と連携して実施し、より効果的な交通安全教育に取り組むこととしている。 ・交通事故歴を有する高齢者宅訪問については、その効果を検証し、対象者の選定や訪問指導の内容などについて改善に取り組むこととしている。	改善
2		「なくそう！高齢者の交通事故」総合対策事業	平成30年度は、高齢者を交通事故の被害者・加害者としなため総合的な高齢者交通事故防止対策に加え、近年、アクセルとブレーキの踏み間違いなどによる高齢ドライバーが当事者となる重大事故が多発していることから、高齢ドライバーが加害者となる交通事故の抑止に資する安全運転サポート車の普及啓発を図る。	②	・高齢運転者・歩行者を対象とした参加体験型講習会を県内4か所で開催するなど交通安全教育を幅広く実施するとともに、交通事故防止対策に有効な安全運転サポート車の普及啓発や高齢運転者の運転免許自主返納の促進等、増加する高齢運転者の対策を強化拡充し、高齢歩行者対策、一般運転者対策、県民への広報啓発と併せて、総合的な高齢者の交通事故防止対策を実施する。	拡充
3		交通安全対策推進事業	-	-	・平成28年度から平成32年度までの交通安全に関する総合的な指針となる「第10次長崎県交通安全計画」に基づき、平成31年度の長崎県交通安全実施計画を策定し、市町、警察、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、陸上交通の総合的な交通安全対策を推進する。また、県内の小学校・中学校・高等学校等の児童・生徒から交通安全図画・作文を募集して交通安全意識の啓発を図る。 ・交通安全対策基本法で交通安全実施計画の策定が義務付けられており、長崎県の交通安全対策を推進していく上で必要な事業であり、県内の交通情勢を踏まえ、効果的な交通安全対策を強力に推進する必要があるため、本事業を継続していく。	現状維持
4		交通安全運動推進費	交通死亡事故が連続して発生し、交通死亡事故多発警報発令が懸念される場合においても、迅速な広報周知啓発を実施し、早期の交通死亡事故の抑止を図る。	②	・県民一人一人が交通安全に関する正しい知識と交通道徳を身につけることが交通事故を抑止する上で重要であるため、各季の交通安全運動を始め、年間を通じての県民運動を推進して交通安全意識の高揚を図っていく必要があり、本事業を継続していく。また、交通死亡事故が多発した場合、県内全域又は特定地域に警報を発令し、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を講じて速やかに交通死亡事故の鎮静化を図る。 ・交通死亡事故が多発し、交通の安全確保に著しい不安が生じるおそれがある場合、可能な限り交通死亡事故を減少させるとともに、多発した場合には緊急に対策を講じ、交通死亡事故の抑止を図っていく必要があり、本事業を継続していく。	改善
5	取組 項目 ii	交通安全指導員等育成費	高齢者交通安全指導者研修会等の参加により、交通安全指導員の高齢者交通安全教育指導能力の向上を図る。	②	・交通安全指導員は児童等の交通安全教育、広報活動、街頭指導などの地域社会における歩行者の安全確保・交通安全指導の中核を担っており、交通安全指導員配置後、本県における児童等の交通事故は毎年確実に減少しており、この減少傾向を維持していくためには、交通安全指導員による継続的な指導教育や街頭での交通安全確保が不可欠であり、本事業を継続していく。さらに、交通事故死者数の多くを占めている高齢者を交通事故から守るため、高齢者への交通安全教育・指導を充実させる。 ・市町が委嘱している交通指導員に対して交通事故情報、交通法規、活動状況の情報交換等を内容とする研修会を県内ブロック別に実施する。市町が委嘱している交通指導員に対して指導教育を実施することは、「長崎県交通安全の保持に関する条例」に定められた県の責務であり、また、交通法規など統一的な指導育成を行うことは、交通指導員の資質の向上及び道路歩行者等の交通事故の抑止のため重要であり、本事業を継続していく。	改善

6	取組項目 ii	交通安全母の会育成費	—	—	・地域に根ざした交通安全教育と積極的な交通安全活動を実践している交通安全母の会の育成指導を行う。 ・交通事故から長崎県民の生命、身体及び財産を守るため、無償で献身的なボランティア活動を行っている「交通安全母の会」を育成するとともに、県内組織の活性化に取り組んでいる長崎県交通安全母の会連合会の役割は重要であり、本事業を継続していく。	現状維持
7		交通安全確保業務	—	—	平成30年度は、囑託職員による交通安全対策及び不法占用防止等に対するパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を実施している。平成31年度以降も、道路交通の安全確保を図っていくためには、適正な道路維持管理が不可欠であり、本事業を継続していく。	現状維持
8	取組項目 iii	交通安全施設整備事業	—	—	・平成31年度においても、道路の新設改良、県民からの要望等による信号機の新設、交通管制システムの高度化及び更新、道路利用者に分かりやすい標識・標示の設置及び維持管理等を推進していく。 ・信号機、道路標識等の設置・管理による交通規制については、道路交通法第4条において、都道府県公安委員会の権限とされており、道路の新設・改良、地域開発、道路利用者の変化等に伴い、交通環境は毎年変化することから、交通の安全と円滑のバランスに配慮しつつ、本事業を継続していく。	現状維持
9		運転免許行政の推進事業	認知機能検査の結果により運転免許を自主返納された高齢者又は免許取消しとなった高齢者を対象として、新たに市町等と連携した包括的な生活支援に関する情報共有と対応に取り組み、更に相談しやすい環境作りを推進することとしている。	②	平成30年度に新たに取り組むこととした施策について、その効果、問題点等を抽出した上で検討を行い、更なる相談しやすい環境作りを推進することとしている。	改善
10	取組項目 iv	交通秩序の維持事業	平成30年においては、平成29年中の交通事故発生状況の分析結果や県民の要望を踏まえ、交通事故発生時間帯や場所における交通指導取締りを計画し、交通秩序の維持に資する交通指導取締りを推進することとしている。	②	平成31年においても、平成30年中の交通事故発生状況の分析結果や県民の要望を踏まえ、取締り場所や時間帯、取締り対象違反などを検討するなどして交通秩序の維持に資する交通指導取締りを推進することとしている。	改善

注:「2. 29年度取組実績」に記載している事業のうち、H29年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点

交通安全対策の推進に関する事業群

施策（犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進） 成果指標

平成 32 年までに年間の 24 時間死者数を 34 人以下

達成に向けた事業群

- ① 交通安全対策の推進（本事業群）
- ② 交通安全確保に向けた通学路等の整備

現状と課題

近年の交通事故による 24 時間死者数は、40 人台で推移し、昨年及び一昨年は死者数の約 7 割が高齢者であることから、特に高齢者の交通事故防止対策を更に推進する必要有り

これまでの成果

交通事故発生件数及び負傷者数については、減少傾向にあり、発生件数は平成に入って最小、負傷者数については昭和 62 年以来の 6,000 人台

本事業群の目的

交通事故のない安全で住みやすい社会の実現を目指し、市町をはじめ、関係機関・団体と緊密に連携しながら、交通安全運動、交通安全教育、交通指導取締り、交通安全施設の整備等の総合的な交通安全対策を推進する。【指標「交通安全教育の受講者数」毎年 40 万人】

取組項目

交通安全運動・交通安全教育等の推進による交通安全意識の高揚

関係機関・団体等と緊密に連携した交通安全対策の推進

交通環境の整備

交通指導取締り等の推進による交通秩序の維持

事務事業

- ① 交通安全教育推進事業
- ② 「なくそう！高齢者の交通事故」総合対策事業
- ③ 交通安全対策推進事業
- ④ 交通安全運動推進費

- ① 交通安全指導員等育成費
- ② 交通安全母の会育成費
- ③ 交通安全確保業務

- ① 交通安全施設整備事業
- ② 運転免許行政の推進事業

- ① 交通秩序の維持事業

課題解決に向けた方向性

- ① 高齢者の交通安全教育推進
- ② 交通事故分析結果に基づいた参加体験型の交通安全教育推進
- ③ 安全運転サポート車普及啓発
- ④ 交通事故多発時における迅速な広報周知

- ① 交通安全指導員の高齢者交通安全教育指導能力向上
- ② 高齢者への交通安全教育・指導の充実
- ③ 交通安全母の会の育成・活性化

- ① 交通安全施設の整備
- ② 道路利用者にわかりやすい標識標示の設置
- ③ 交通環境に応じた交通規制
- ④ 運転適性相談の充実
- ⑤ 運転免許返納者に対する自治体と連携した包括的な生活支援等

- ① 悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた取締り
- ② 交通実態・交通事故発生状況に応じた交通指導取締り

補足資料

平成29年 交通安全教育実施状況

	子供	若年層	一般	高齢者	合計
実施回数	3,647回	117回	1,298回	1,439回	6,501回
受講人数	251,179人	28,153人	109,249人	67,663人	456,244人

※ 凡例

- 子供 (中学生以下)
- 若年層 (高校生以上24歳以下)
- 一般 (24歳以上65歳未満)
- 高齢者 (65歳以上)

◎ 交通安全教育内容

交通安全教育については、

- ・ 各世代における、交通事故の発生状況や原因など
- ・ 各地域の交通事故発生状況 (交通事故の発生場所・時間帯・形態など)
- ・ 県下の交通事故発生状況 (同上)

を踏まえて、受講者に応じた教育内容としている。

交通安全教育の実施方法については

- ・ 座学によるもの
- ・ DVDなどを使用した視覚に訴えるもの
- ・ 交通安全教育機器 (クイックアーム※①など) を使用した参加・体験型のもの
- ・ 交通安全教育車 (ドライビングシミュレーター※②) を使用した参加・体験型のもの
- ・ スケアード・ストレイト教育技法※③によるもの

など受講者に応じた方法で実施している。

※① 受講者が連続して点灯するボタンを押すことにより、受講者の反応速度を検査するもの

※② 受講者が様々な場面の映像を見ながら運転操作を行うことにより、運転の癖など知ってもらい、今後の安全運転につなげてもらうもの

※③ スタントマンによる交通事故の再現を受講者に直視させ、交通事故の怖さを体験させる教育技法

「なくそう！高齡者の交通事故」総合対策事業費

【交通・地域安全課 予算額4,097千円】

事業の目的

○高齡者を交通事故の被害者及び加害者にしないために、安全運転サポート車の普及啓発など交通事故防止対策を推進



事業の概要

1 高齡運転者対策

- 安全運転サポート車(サポカーS)普及啓発事業《拡充》
- 高齡者交通安全教育指導者研修会の実施《拡充》
- 高齡者参加体験型交通安全講習
- 高齡者運転免許自主返納の促進

交通事故のない安全で安心な地域社会

高齡運転者の交通事故の防止

2 高齡歩行者対策

- 高齡者交通安全教育指導者研修会の実施《拡充》
- 反射材の普及啓発
- 地域で高齡者に関わる方々の見守り

高齡者が被害者となる
交通事故の防止

3 一般運転者対策

- 高齡者交通安全教育DVDによる啓発
- 高齡者交通死亡事故多発防止事業

4 県民への広報啓発

- 「なくそう！高齡者の交通事故」広報啓発事業
(高齡者運転免許自主返納の促進等)

社会全体における高齡者
交通事故防止の気運醸成

[基本的事項]

1 目的

- (1) 長崎県交通安全計画を作成し、その実施を推進する。
- (2) 長崎県における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、その施策の実施を推進する。
- (3) 長崎県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、長崎県並びに関係機関及び関係市町相互間の連絡調整を図る。

2 制度の概要

- (1) 交通安全対策会議 [会長1、委員24、特別委員3] 合計28名

○会長 知事 (基本法17条2項)

○委員 (基本法17条3項)

1号委員 (指定地方行政機関)

2号委員 県教育長

3号委員 県警本部長

4号委員 知事が県の部内から指名する者 (5名) [対策会議条例3条1項1号]

6号委員 市町村及び消防機関の長から知事が任命する者 (5名) [対策会議条例3条1項2号]

①長崎市長 ②佐世保市長 ③五島市長 ④県町村会長 ⑤県消防長会長

7号委員 その他知事が必要と認めて任命する委員

① 県交通安全母の会連合会会長 ②(一財)県地域婦人団体連絡協議会会長 ③(公財)県老人クラブ連合会副会長 ④自助グループ「あじさい」会員 ⑤県弁護士会弁護士

任期2年 [対策会議条例3条2項・3項]

○特別委員 (基本法17条4項及び対策会議条例3条4項)

①九州旅客鉄(株)長崎支社長 ②西日本高速道路(株)九州支社長崎高速道路事務所長 ③県道路公社理事長

[根拠法令]

- ・交通安全対策基本法
- ・交通安全対策基本法施行令
- ・長崎県交通安全対策会議条例
- ・長崎県交通安全対策会議運営規程

- (2) 交通安全対策会議 幹事会 (幹事長1、幹事27)

幹事 各号委員の属する機関のうちから知事が任命 [対策会議条例4条]

幹事長 県交通・地域安全課長 [対策会議運営規程4条2項]

☆長崎県交通安全計画 ※第10次計画 平成28年～32年度 (H28年7月策定) 29年度計画……平成29年5月策定

平成30年度 長崎県交通安全県民運動実施計画

1 目的

この運動は、年間を通して県民一人一人に交通安全知識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を習慣付けることにより、県民総ぐるみで交通事故の防止を図ろうとするものです。

2 年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

3 主 唱

長崎県交通安全推進県民協議会

4 年間重点推進事項

- 高齢者の交通事故防止
- 子供の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶
- 脇見・ぼんやり運転の防止
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 夕暮れ時における早め点灯、雨天・曇天時の点灯
- 走行中の携帯電話使用の禁止
- 暴走族の追放

5 運動の名称、期間

(1) 期間を定めて行う運動

運 動 名	実 施 期 間
春の全国交通安全運動	4月6日(金)～4月15日(日)
夏の交通安全県民運動	7月11日(水)～7月20日(金)
秋の全国交通安全運動	9月21日(金)～9月30日(日)
年末の交通安全県民運動	12月12日(水)～12月21日(金)

(2) 日を定めて行う運動

運 動 名	実 施 日
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日 9月30日
交通安全の日	毎月20日

6 運動の推進方法

- (1) 県、県警、市町及び実施機関・団体は、相互に連携を密にして各々の特性に応じ、交通その他の実情に即した具体的かつ実効のある推進計画を策定し、効果的な活動を展開する。
- (2) 県、県警、市町及び実施機関・団体は、本運動の具体的な推進事項を各々の管下組織に周知を図るとともに、県民総ぐるみの運動として盛り上がるよう努める。

7 具体的推進要領

高 齢 者 の 交 通 事 故 防 止

- 運転者は ・思いやり運転に心掛け、高齢者がよく利用する施設付近では、一層安全運転に努めましょう。
- 家庭・学校では ・高齢者が早朝・夕暮れ時・夜間に外出しようとするときは、明るい服装や反射材着用をすすめましょう。
- 職場・地域では ・町内会等のコミュニティから“高齢者を守る”という交通安全意識の醸成に努めましょう。
・朝礼等で歩行者保護の大切さや高齢者の行動特性について安全教育を行いましょう。
- 高齢者は ・自分の身体能力や体調にあった運転に努めましょう。
・外出するときは明るく目立つ服装や反射材用品を着用(使用)しましょう。

子 供 の 交 通 事 故 防 止

- 運転者は ・通学路などではスピードは控えめに思いやり運転に心掛けましょう。
- 家庭・学校では ・外出時には、交通事故注意の一声を掛け、交通ルール遵守の大切さを教えましょう。
- 地域では ・地域全体で子供を交通事故から守る気運を盛り上げ、交通危険箇所の解消に努めましょう。

飲 酒 運 転 の 根 絶

- 運転者は ・飲酒運転は絶対にやめましょう。
- 家庭・学校では ・飲酒運転の危険性、悪質性について話し合い、飲酒運転追放三不運動を遵守しましょう。
- 職場・地域では ・飲酒を伴う行事等は、主催者が中心となって飲酒運転防止の徹底を図りましょう。
・ハンドルキーパー運動を推進しましょう。

脇 見 ・ ぼ ん や り 運 転 の 防 止

- なぜ?・・・ 交通事故原因の中で、脇見やぼんやりとした状態での運転が7割以上を占めています。
- だから・・・ 脇見・ぼんやり運転にならないよう運転に集中することが大切です。
- つまり・・・ 前をよく見て運転に集中することにより、交通事故を未然に防止できるのです。

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 運転者は ・シートベルトは正しく着用し、同乗者の着用を確認した後の発進に心掛けましょう。
・チャイルドシートは、幼児の体格にあったものを使用し、座席に正しく取り付けましょう。
- 家庭・学校では ・車での外出時は、シートベルト等を着用するようお互い声を掛け合しましょう。
- 職場・地域では ・職場では、朝礼等を通じて、職場ぐるみで全席着用を習慣付けましょう。
*毎月20日 「シートベルト・チャイルドシート着用一斉指導の日」

夕暮れ時における早め点灯、雨天・曇天時の点灯

- なぜ?・・・ 夕暮れ時は一時的に視力が衰え、雨天・曇天時も視界がきかなくなります。
- だから・・・ 自分の車が走ってくることを歩行者や周囲の車にはっきり知らせることが大切です。
- つまり・・・ 夕暮れ時には、早めにライトを点灯することにより、交通事故を未然に防止できるのです。

走 行 中 の 携 帯 電 話 使 用 の 禁 止

- 運転者は ・走行中に携帯電話を使用することの危険性を認識し、携帯電話使用による運転は絶対にやめましょう。
- 職場では ・朝礼等、あらゆる機会を通じ、走行中の携帯電話使用の禁止を指導しましょう。
・運転中の職員に対する電話での業務連絡を抑制しましょう。

暴 走 族 の 追 放

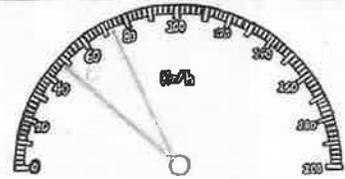
- 運転者は ・交通社会の一員として暴走運転の危険性、悪質性を自覚し、安全運転に努めましょう。
- 家庭・学校では ・暴走運転の危険性、悪質性について話し合い、暴走運転追放三不運動を実践しましょう。
- 職場・地域では ・あらゆる機会を通じ、暴走運転の反社会性を強く訴え、「暴走運転をしない、させない」といった環境づくりに努めましょう。

平成30年

7月11日(水)～7月20日(金)

夏の交通安全県民運動

実施要綱



交通安全図画最優秀作品(平成29年度知事賞)

長崎県立長崎西高等学校2年(当時)

くろだりょうたろう

黒田 遼太郎さんの作品

重点

高齢者と子供の
交通事故防止

飲酒運転
の根絶

後部座席を含めた全ての座席の
シートベルトとチャイルドシートの
正しい着用の徹底



主唱 長崎県交通安全推進県民協議会

スローガン

ぶつかるよ
ながら運転
じこのもと

特別広報

★脇見・ぼんやり運転の防止

★「手のひら」で横断の意思表示

運動の 目的

本運動は、県民一人一人に交通安全知識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上を習慣付けることにより、県民総ぐるみで交通事故防止を図ることを目的とします。

重点1 高齢者と子供の交通事故防止

高齢者と子供の交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者と子供に対する保護意識の醸成を図るために次の項目を推進します。

高齢者と子供は

- 高齢運転者は、身体機能の衰えを自覚してゆとりある運転に努め、警察や自治体が開催する交通安全講習会に積極的に参加しましょう。
また、車の運転に不安を感じたときは、交通事故の加害者や被害者となる前に運転免許証の返納を検討しましょう。
- 子供は「道路に飛び出さない」、「道路で遊ばない」、「横断歩道を渡る」など交通ルールを守りましょう。
- 夜間、早朝、夕暮れ時などに外出する際には、明るい服装や反射材用品を身につけるなど、運転者から見えやすい服装に心掛けましょう。
- 道路を横断する際は、左右の安全確認を十分に行い、横断歩道がある場所では、横断歩道を利用するとともに、運転者に対し「手のひら」を示し横断の意思を伝えましょう。

運転者は

- 周囲が見えづらい夜間・早朝・夕暮れ時などは、歩行者が道路を横断しているかも知れないと予測し、注意しながら運転しましょう。
- 歩いている高齢者や子供の近くを通過するときは、減速、徐行するなど安全運転に努めましょう。
- 横断歩道において、横断中の歩行者や横断しようとする歩行者がいるときは、その横断歩道の手前で必ず止まりましょう。



家庭・学校・地域・職場では

- 身近で起きた高齢者や子供の交通事故について話し合い、交通安全の意識を高めましょう。
- 高齢者や子供が夜間・早朝・夕暮れ時などに外出する際には、車に注意するよう声を掛けたり、明るく目立つ服装や反射材用品を身につけるよう促しましょう。
- 歩きながらの携帯電話使用(歩きスマホ)の危険性についての浸透を図りましょう。
- 職場の朝礼、出発時の声掛け、各種会合などの機会を通じて、事業所全体で思いやり運転に心掛けるよう指導しましょう。

関係機関・団体では

- 高齢歩行者や子供が多く利用する地域での保護・誘導活動を徹底し、安全な通行を確保するための交通安全総点検を行いましょう。
- 交通事故抑止効果の高いイベントや広報啓発活動を進めましょう。
- 安全運転サポート車(セーフティ・サポートカー)の広報啓発を促進しましょう。

重点2 飲酒運転の根絶

運転者をはじめ広く県民に対し、飲酒運転による交通事故で尊い人命が失われている現状を訴えて規範意識の確立を図るとともに、飲酒運転を根絶するため、次の項目を推進します。

運転者は

- 飲酒運転は、刑事、行政及び民事上の厳しい責任を伴う犯罪であることを自覚し、「飲酒運転は絶対にしない。」という強い意志をもちましょう。
- 二日酔いで運転すれば、飲酒運転になることを自覚し、翌朝に運転予定がある場合は、酒量や飲酒時間に配慮しましょう。



家庭・学校・地域・職場では

- 日頃から飲酒運転の悪質・危険性や飲酒運転事故の悲惨さを話し合い、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりに努めましょう。
- 飲酒運転をしないための職場内検討会を行ったり、朝の出発時にアルコールチェッカー等を利用するなど、職場ぐるみで飲酒運転の根絶に取り組み、規範意識を高めましょう。
- 飲酒運転追放の「三ない運動」
 - ◇酒を飲んだら車を運転しない。
 - ◇車を運転する前には、酒を飲まない。
 - ◇車を運転する人には、酒を出さない。
 を実践しましょう。

関係機関・団体では

- ハンドルキーパー運動の推進や、飲酒者への車両提供禁止、運転者への酒類提供禁止、飲酒者が運転する車両への同乗禁止など、飲酒運転根絶についての広報啓発活動を展開しましょう。



重点3

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

後部座席を含めた全ての座席においてシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、次の項目を推進します。

運転者は

- 発進前のシートベルトとチャイルドシートの全席着用確認や着用後の発進を実践しましょう。



家庭・学校・地域・職場では

- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用を習慣付けましょう。
- シートベルトの着用効果について家庭や職場で話し合いましょう。
- 出勤・退社時に、シートベルト着用の確認を行うなど、各事業所において後部座席を含めた着用の徹底を図りましょう。

関係機関・団体では

- 各種キャンペーンや交通安全教育等を通じて、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト等の着用義務や着用効果について周知を図りましょう。



※ 平成 29 年長崎県の後部座席シートベルト着用率 28.3% (一般道)
(警察庁・(一社)日本自動車連盟の合同調査)

県内統一行事

7月11日(水)	広報活動強化の日 街頭指導活動	歩行者やドライバー等に交通安全運動への積極的な参加を呼びかけます。 登下校指導を始め、子供と高齢者に対する歩行中の危険行動、運転者に対する歩行者保護や後部座席を含めた全席シートベルト着用等について街頭指導を強化します。
7月18日(水)	飲酒運転根絶啓発強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。
7月20日(金)	街頭指導活動強化の日	登下校指導を始め、子供と高齢者に対する歩行中の危険行動、運転者に対する歩行者保護や後部座席を含めた全席シートベルト着用等について街頭指導を強化します。

平成30年長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

事務事業にかかる補足説明資料

事業群名	交通安全対策の推進
事業名	交通安全指導員等育成費
担当課	交通・地域安全課

成果指標	目標	H28目標	H28実績	達成率	活動指標	目標	H28目標	H28実績	達成率
		H29目標	H29実績	達成率			H29目標	H29実績	達成率
		H30目標	—	—			H30目標	—	—
年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下	0	100%	交通安全指導員研修会開催回数(回)	4	4	100%		
	1以下	0	100%		4	4	100%		
	1以下	—	—		4	—	—		
				研修会開催回数(回)	10	10	100%		
					10	10	100%		
		—	—		10	—	—		
		—	—			—	—		

事業の実施状況

(1)事業の目的

子供や高齢者等交通弱者の安全な通行の確保を図るため、街頭指導、安全教育、広報活動に従事している交通安全指導員を設置する(一財)長崎県交通安全協会に対し、関係市町とともに助成し、指導員を育成して交通安全を推進する。
また、市町が委嘱している交通指導員に対し、統一的な交通安全指導教育を行い、地域における交通安全思想の普及定着及び交通安全活動の効果的推進を図る。

(2)平成29年度の事業実施状況

- ①交通安全指導員を設置している(一財)長崎県交通安全協会に補助金を交付し、交通安全指導員の指導力の向上を図るとともに、その活動を通じて各地域における交通事故の防止を図った(交通安全指導員33名配置)
- ・交通安全指導員研修(初任者研修、全体研修、ブロック別研修)の実施
- ・幼児、児童、高齢者等への交通安全教育の実施
(平成29年度交通安全教育受講者数 164,195人)
- ②平成29年度市町交通指導員研修会の開催
(実施期間)平成29年7月7日～平成29年10月5日
(実施場所)県内10箇所
(参加者)市町交通指導員375名

(3)平成29年度事業の成果

幼児・児童・高齢者への交通安全教育、街頭指導、交通安全のための広報活動などを交通安全指導員が各地域で積極的に実施したことにより、幼児・児童、高齢者を始めとする歩行者の安全の確保及び県民の交通安全意識の高揚が図られた。また、交通指導員の研修により、交通指導員の資質の向上が図られた。
(平成29年子供の交通事故発生状況)
・件数 138件(前年比+19件)
・死者 0人(前年比± 0人)
・負傷者423人(前年比-40人)

(4)平成30年度の事業実施状況(予定) ※事業実施にあたり見直した内容含む。

- ・子供や高齢者等の安全のため、交通安全指導員による交通安全活動の推進を図る。特に、交通事故死者数の多くを占めている高齢者を交通事故から守るため、高齢者への交通安全教育・指導を充実させる。
- ・平成30年度市町交通指導員研修会の開催
(実施期間)平成30年6月上旬～平成30年8月下旬
(実施場所)県内10箇所
※交通指導員が活動を行うなかで必要な安全な誘導技術や法令の再確認等、知識技術の指導等の支援に取り組むほか、高齢運転者の交通事故抑止に資する安全運転サポート車の知識修得のための体験講習を併せて実施する。

交通安全指導員

交通・地域安全課

[現 状]

- 長崎市、佐世保市を除く県内15地区交通安全協会に、平成30年度は33人を配置し、各地区交通安全協会において業務に携わる。
- (一財)長崎県交通安全協会及び配置された地区交通安全協会との併任職員(嘱託職員)で、任命権者は(一財)長崎県交通安全協理事長である。
- 長崎市は交通安全指導普及員5人、佐世保市は幼児交通安全教育指導員3人を独自に設置している。
- 交通安全指導員は幼稚園・保育所・小学校への訪問交通安全教育活動、児童等の登下校時の街頭指導、高齢者宅訪問活動、広報活動に従事し、地域社会における交通安全指導の中心となっている。交通安全指導員を設置している(一財)長崎県交通安全協会に対し、県と地元市町が1/2ずつ設置経費を助成し交通安全活動を推進している。

[配置箇所・人員]

配置箇所	人員	配置箇所	人員
時 津	2	松 浦	2
西 海	2	平 戸	2
諫 早	4	五 島	2
島 原	2	上五島	2
南島原	2	壱 岐	2
雲 仙	2	対馬南	2
大 村	3	対馬北	2
川 棚	2	15地区 合計	33人

市町交通指導員

交通・地域安全課

〔設置根拠〕

- ・地方公務員法第3条3項2号、各市町の条例、設置要綱等

〔身分・勤務形態〕

- ・各市町長が委嘱する特別職の地方公務員、非常勤職員

〔活動内容〕

- ・街頭指導・・・登校時の立哨、イベントの交通指導協力

〔研修開催の根拠〕

- ・長崎県交通安全の保持に関する条例

〔H29研修会開催状況〕

- ・時期・・・H29年7月7日～・H29年10月5日
- ・開催箇所・・・県内10地区
- ・内容・・・県・県警職員からの講話、実技指導、指導員の活動報告等

〔配置状況〕

	現人員	定員	設置根拠		現人員	定員	設置根拠
長崎市	81	-	設置要綱	雲仙市	46	48	条例
佐世保市	56	80	市保持条例	南島原市	102	110	条例
島原市	40	50	条例	長与町	24	30	条例
諫早市	80	84	指導員規則	時津町	14	20	条例
大村市	38	40	条例	東彼杵町	4	20	条例
平戸市	32	43	条例	川棚町	9	12	条例
松浦市	16	28	条例	波佐見町	20	22	条例
対馬市	16	30	条例	小値賀町	2	5	条例
壱岐市	20	32	条例	佐々町	6	6	条例
五島市	46	60	条例	上五島町	38	50	条例
西海市	37	43	条例	計	727	813	-

(H29.12月末現在)

交通安全母の会育成費

交通・地域安全課

[目的]

交通安全における母親の役割の重要性に鑑み、地域、家庭での交通安全思想の高揚を図るため、長崎県交通安全母の会連合会の育成指導を促進する。

[現状]

長崎県交通安全母の会連合会 昭和53.7.20 結成

子供や高齢者を交通事故から守るため、「交通安全は家庭から」のスローガンのもと、交通安全研修会の実施や、地域や家庭において交通安全の実践活動を展開し、安全安心な地域づくりを推進している。

県交通安全母の会
連合会加入団体・会員数

21市町

515団体

82,027人

平成29年12月末現在

[長崎県交通安全母の会連合会の組織]

母の会連
合会

①南長崎ブロック

(長崎・大浦・稲佐)

②北長崎ブロック

(浦上・時津・西海)

③県北ブロック

(早岐・佐世保・相浦・江迎・松浦・平戸)

④県央ブロック

(諫早・大村・川棚)

⑤島原ブロック

(島原・南島原・雲仙)

⑥離島ブロック

(五島・新上五島・壱岐・対馬南・対馬北)

*地区は警察署単位

事務事業にかかる補足説明資料

事業群名	交通安全対策の推進
事業名	交通安全確保業務
担当課	道路維持課

成果指標	目標	H28目標	H28実績	達成率	活動指標	目標	H28目標	H28実績	達成率
		H29目標	H29実績	達成率			H29目標	H29実績	達成率
		H30目標	—	—			H30目標	—	—
H28,H29:パトロール等による適正な道路管理	数値目標なし	適正管理	—		H28,H29:特殊車両通行許可審査を行うことで、道路交通の安全確保を行う。	数値目標なし	安全確保	—	
	数値目標なし	適正管理	—			数値目標なし	安全確保	—	
H30:不法占用物件に起因する事故の発生件数(件)	0	—	—		H30:パトロール実施回数(各振興局ごとの平均回数)	36	—	—	

事業の実施状況

<p>(1)事業の目的 道路交通安全のため、道路管理者として健全な道路環境の確保、維持を目的とする。</p> <p>(2)平成29年度の事業実施状況 主な業務として、交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロール並びに適正な特殊車両通行許可審査を行った。 嘱託職員は県央振興局建設部管理課、県北振興局建設部建設管理課に各1名ずつの計2名を配置しており、パトロールは月3回を目安に実施している。 また、特殊車両の通行許可審査については、県に申請があり許可する場合と、他の道路管理者(国・市等)に申請があり、県管理道路分について通行の可否の協議が行われる場合とがある。通行経路に両地方機関管理道路が含まれ協議が行われる場合に、嘱託職員は当該協議に対する審査、回答を行った。</p>	<p>(3)平成29年度事業の成果 嘱託職員は、県央振興局で年32回、県北振興局で年43回のパトロールを実施し、不法占用物件を発見した場合は撤去または文書等による撤去指導を行い、不法占用物件による事故の発生を防止した。 特殊車両の通行許可審査においては、平成29年度は県央振興局で453件、県北振興局で570件の審査を行うことで、道路交通の安全確保に寄与した。</p> <p>(4)平成30年度の事業実施状況(予定) ※事業実施にあたり見直した内容含む。 平成30年度においても、例年と同様に嘱託職員による交通安全対策、不法占用防止パトロール並びに特殊車両通行許可審査を行う。 また、平成30年度からは、「年間36回(月3回)のパトロールの実施」を活動指標として設け、その成果指標として「不法占用物件に起因する事故の発生件数」の「0件」を目標とし、道路交通の安全確保に努める。</p>
---	--

交通安全施設の老朽化の現状と対策について

1 (概要)

交通安全施設の老朽化への対応については、厳しい財政状況にあることから、その更新に当たっては、予算の低減・平準化に配慮しなければならないと認識している。

そこで、警察においては、警察庁インフラ長寿命化計画等を踏まえ、

- 毎年1回の期間を定めた職員による集中的総点検（交通安全施設点検整備強化月間）及び、専門業者による劣化診断
- 分かりにくい、見えにくい、劣化するなどしている標識、標示、信号機等について、県民から意見・要望を行う窓口の設置（標識（信号）BOX）

- 点検等の結果を踏まえた補修・更新

等を実施し、個々の交通安全施設の長寿命化を図り、補修・更新に必要な予算を低減させるとともに、使用年数及び点検等の結果を踏まえた予算要求により、更新に必要な予算の平準化を図っているところである。

2 (現状)

交通安全施設の老朽化の現状としては、平成29年度末現在、

- 県下の信号制御機は、2,351基整備され、うち更新基準年数19年を超えたものは151基で、老朽化率は全体の約6%であり、毎年120基程度を更新している。この老朽化率については、平成29年度末現在では、全国平均約22%のところ、当県は6%となっており、全国で2番目に低い値となっている。（1位岐阜県：1%）
- 信号柱は、海岸、山間部、都市部など設置環境によって耐用年数に差があるものの、約9,000本設置されている柱のうち設置後40年を超えたものは約1,300本（全体の約14%）であり、点検結果を踏まえて、毎年約50本程度を更新している。
- 路側柱も信号柱と同様に設置環境によって耐用年数に差があるものの、概ね20年を超えた大型柱が約1,100本、概ね10年を超えた路側柱が約29,000本であり、信号柱と同様に、点検結果を踏ま

えて、毎年約1,000本を更新しているところである。

このように交通安全施設の内信号機及び大型標識については、概ね更新基準に沿って老朽機器等の取替えを実施できているが、近年の厳しい財政状況から、その予算が一般財源である路側標識については約半数が更新基準を超えている状況である。

3 (今後の対応)

今後とも、予算の低減・平準化に配慮しながら、交通安全施設の適正な維持管理、確実な更新整備を行い、交通の安全と円滑を確保していくこととしている。

【参考】

1 標識（信号）BOXの受理状況

	27年	28年	29年
標識標示関係	4件	4件	2件
信号関係	7件	5件	8件
計	11件	9件	10件

2 主な交通安全施設の現況（平成29年度末現在）

交通安全施設	整備数	使用年数	更新時期超過
信号機			
柱	約9,000本	30～50年	約1,300本（約14%）
制御機	約2,350基	19年	約150基（約6%）
標識			
大型柱	約4,300本	概ね20年	約1,100本（約25%）
路側柱	約43,000本	概ね10年	約29,000本（約67%）
標示	3,606km		

3 主な交通安全施設の更新状況

交通安全施設	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
信号機						
柱	70本	96本	71本	49本	35本	35本
制御機	119基	115基	127基	108基	109基	123基
標識						
大型柱	71本	25本	47本	36本	35本	37本
路側柱	1,511本	1,026本	1,000本	1,108本	1,076本	1,500本
標示	約268km	約266km	約200km	約214km	約219km	約220km

※平成30年度は予定数

(1) 交通信号機

概ね更新基準に沿って、老朽機器の取替を実施しており、今後も点検結果及び更新基準に基づき確実な機器の更新整備を実施していくこととしている。

(2) 道路標識・道路標示

道路標識については、大型道路標識が約20年、路側式道路標識が約10年を耐用年数の目安として、更新の必要性を判断しているところ、基本的には、職員による目視点検によって、老朽化や腐食等の有無を確認の上で、必要な維持管理の工事を行っている。

また、道路標示については、道路の交通量や道路標示の種別によってそれぞれ、塗り替えが必要となる時期が異なることから、点検結果を基にその都度、更新している。

さらに、耐用年数の短い路側式標識を中心に更新しながら、平成29年4月に改正された「交通規制基準」に基づき、標識の設置間隔を長くすることや、標識の大型化が実施可能な路線については、標識を大型化し路側式標識を撤去する等、標識の総設置数を減少することにより対応している。

○ 運転免許試験の実施状況(平成29年度)

試験場	申請者	38,337	運転適性相談件数 (免許取得時)	
	合格者	23,416		
警察署	申請者	646		
	合格者	612		
教習所 (仮免許)	申請者	15,020		
	合格者	13,549		
合計	申請者	54,003		317
	合格者	37,577		

○ 病気による行政処分件数(平成29年度)

運転適性相談件数合計	停止	135
	取消し	65
946	合計	200

○ 更新時講習実施状況(平成29年度)

違反講習	33,841	運転適性相談件数 (免許証更新時)
初回講習	10,246	
一般講習	35,343	
優良講習	79,701	
合計	159,131	629

事務事業にかかる補足説明資料

事業群名	交通安全対策の推進
事業名	交通秩序の維持事業
担当課	交通指導課

成果指標	目標	H28目標	H28実績	達成率	活動指標	目標	H28目標	H28実績	達成率
		H29目標	H29実績	達成率			H29目標	H29実績	達成率
		H30目標	—	—			H30目標	—	—
交通事故発生件数(過去3年間の平均件数以下)	6,584以下	5,652	116%	悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの実施による検挙件数(件)	数値目標なし	32,991	—		
	6,080以下	5,291	114%		数値目標なし	33,664	—		
	5,688以下	—	—		数値目標なし	—	—		
		—	—			—	—		
		—	—			—	—		

事業の実施状況

(1)事業の目的
地域の交通実態や交通事故発生状況を十分に分析し、取締り時間・場所・体制等の取締り計画を検討した上で、飲酒運転のほか、無免許運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進することにより、交通秩序を維持する。

(2)平成29年度の事業実施状況
交通実態や交通事故発生状況を分析し、飲酒運転のほか、無免許運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進した。

(3)平成29年度事業の成果
交通実態や交通事故発生状況を分析した上で、交通秩序の維持に資する交通指導取締りを推進した結果、交通事故発生件数が減少した。

(4)平成30年度の事業実施状況(予定) ※事業実施にあたり見直した内容含む。
平成30年度においても、交通秩序の維持に資するため、交通実態や交通事故発生状況を分析し、県民の要望を踏まえて、交通事故多発時間帯・場所において悪質性・迷惑性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

【悪質・危険・迷惑性の高い違反の取締状況】

違反種別	年 別	平成28年	平成29年
無 免 許		246	278
酒 酔 い ・ 酒 気 帯 び		365	311
速 度 超 過 (30km/h 以 上) (高 速 道 等 40km/h 以 上)		637	619
信 号 無 視		5,781	6,603
横 断 歩 行 者 妨 害		176	176
指 定 場 所 一 時 不 停 止		19,456	20,940
駐 停 車 違 反		6,330	4,737
合 計		32,991	33,664